

疎住地域におけるガバナンスのあり方

平成24年10月17日

松原永季（スタヂオ・カタリスト）

疎住地域とは…？

◎物的あるいは人的な集積を持たない地域。具体的には人口密度の低い農山村地域を指し、人口密度が高い都市地域の「密住地域」と対照的に位置づけられる。

ガバナンスとは…？

◎組織や集団に関与する構成員が、その運営に主体的に関与することで、目標に向けた合意形成や意思決定を行い、自らを健全に統治すること。法的拘束力や上位圧力を行使して統治する「ガバメント」と対照的に位置づけられる。

「区」におけるガバナンスの課題・試み・展望

- ▲村落共同体の序列の残存
- ▲区長の資質等による影響の過大さ
- ▲個人的関係が社会的関係に影響の大きさ
- ▲40～50歳代以下の世代内関係の希薄化
- ▲婦人会、子供会、老人会等の下部組織の非組織化
- まち協など、非従来型・水平型としての組織化
- 青年協力隊、アドバイザーなど第三者の支援
- ▲自律的変革を求めざるを得ない困難性

「自治協議会」におけるガバナンスの課題・試み・展望

- ▲集落間の格差の存在
- ▲集落間の距離による一体感形成の困難性
- ▲共通課題・目標設定の困難性
- ▲区長権限の大きさ、区長の多忙
- 地域独自に配分できる予算の確保
- 地域内での職員の雇用、行政職員OBの活用
- 地域出身職員による地域担当チームによる支援
- ▲従来型でない組織の生成・運営の困難性

「市」におけるガバナンスの課題・試み・展望

- ▲市町村合併の弊害、地域に精通した職員の拡散
- ▲行政評価システム採用による事務業務の煩雑化
- ▲チームよりは職員個人の能力に依存
- ▲市政、市民サービスへの方向性の非共有
- わかりやすい方針（5つの柱）の設定
- 総合計画・予算編成・行政評価の一体化
- 具体的な成果指標の設定
- ▲実行体制は・・・

まとめ 「疎住地域のガバナンスのあり方」

- 現在は「ガバナンスのあり方」の移行期
- まとまりのある地域は移行が比較的スムース
- しかし多くの地域では移行に困難が伴うと推測
- 地域の特性は様々であり、対応の個別性が重要
- 地域の自律性のみに任せない移行プロセス
- 地域に精通した行政職員、OBの積極的関与
- 第三者的な立場での支援者の活用
- コミュニケーション、ファシリテーション、コーディネーションに関わる人材育成や支援

疎住地域におけるガバナンスのあり方 ～兵庫県養父市における事例から～

平成24年10月17日

松原永季（スタヂオ・カタリスト）

1. 自己紹介 ～ 養父市における活動について

- 1) 阪神・淡路大震災以後のまちづくりへの取組
- 2) 「兵庫県 地域再生大作戦」について

2. 疎住地域におけるガバナンスのあり方

- 1) 地域団体に関する視点
- 2) 地域自治組織（自治協議会）について
- 3) 「区」「自治協議会」「市」の関係について

3. 事例紹介

- 1) 「区」における課題・試み・展望
- 2) 「自治協議会」における課題・試み・展望
- 3) 「市」における課題・試み・展望
- 4) 東日本大震災の被災地における課題・試み・展望

4. まとめ

5. 質疑応答 ～ 意見交換

活動を進めるうえで必要な地域団体とのおつきあい

●自分たちのまちに、どんな地域団体があるのでしょうか？

自分の住むまちに、どんな地域団体があるかご存知でしょうか？自治会や婦人会、老人会は何となく分かりますね。では、ふれあいのまちづくり協議会は？ 防災福祉コミュニティは？ まちづくり協議会は…？ そうなのです。わたしたちの住むまちには、地域の課題に取り組む、住民が中心になった地域団体がいくつもありさまざまな活動を展開しています。

自分たちのまちを良くする活動をしたいと思う時、これら地域団体のことを知っておくことは、たいへん便利です。なぜなら、その活動がすでに取り組まれていたり、あるいはその地域団体と一緒に取り組む方がより効果的かもしないからです。

●こんなにたくさんある、神戸市内の地域団体

右ページの図をご覧下さい。一般的に各地域では、このぐらいの地域団体が活動しています。そしてこれらの団体はそれぞれにふさわしい独自の活動目的を持ち、活動範囲も小学校区であったり、中学校区などさまざまです。また、構成員も異なったり重なったりしています。さらに、3つのパターンに示している通り、地域によって各団体の関係も、さまざまなのです。

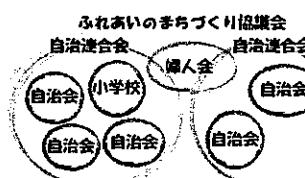
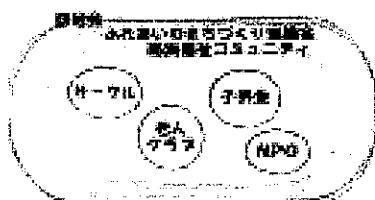
いざ、活動を始めてみると、それをスムースに、効果的に進めるには、これらさまざまな団体と一緒に取り組む必要がある場合が多いと考えられます。この章では、その中の地域団体（自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、防災福祉コミュニティ、まちづくり協議会、青少年育成協議会）について、また、新しい地域活動の担い手として注目されつつあるNPOについて、成り立ちや概要をご紹介します。



●神戸市内のさまざまな地域団体

神戸市内では、おおよそ右図に示す地域団体が、それぞれのまちで活動しています。ただ、各地域にすべての団体があるわけではなく、また対象とする地域の範囲もみな同じというわけではありません。地域によって状況はさまざまです。

下の3つのパターンは、これらの団体が地域の中でどのような関係をもっているのかを示した図です。いろんなパターンが考えられますね。さて、あなたのまちは、どんな団体が、どんな関係を持って活動しているのでしょうか？



- いろいろな地域団体が同じ範囲でまとまっている例

いろいろな地域団体が連携をとり、自治会などの範囲の中で、一体性を持っている地区の例です。ニュータウンなどに多いようです。

- 一部の地域団体が、異なる範囲に属している例

校区の違いなどで、自治連合会と他の地域団体の範囲が異なってしまう地区の例です。旧市街地などで多く見られるようです。

- いろんな地域団体が、地域の中でネットワークをつくっている例

活動内容や範囲が異なるさまざまな地域団体が、ひとつの範囲の中でゆるやかなネットワークを作り上げている先進的な地区的例です。

●次項以降で紹介する団体以外の、いろんな地域団体

次項以降でいくつかの団体を詳しく紹介しますが、それ以外の団体についても簡単に紹介しておきます。

- 子ども会……遊びを通して社会の一員として必要な知識や技能・態度を学び、地域社会で異なった年齢の子どもたちとふれ合う中で、家庭や学校では得られない貴重な経験をし、知恵を身につけていくために、地域で集団活動を開催している団体で、会員（小・中学生）、指導者、育成者によって構成されます。
 - まちの美縁花ボランティア……地域活動の場としての公園等を維持管理するため、公園の清掃・除草などの活動により、子どもや地域住民が気持ちよく公園を利用する目的に、市民の皆さんの協力によって結成された組織です。公園管理会と呼ばれている地域もあります。
 - 民生委員・児童委員……団体ではありませんが、厚生労働大臣から委嘱をされ、任期は3年です。行政の業務に協力するという公共的な立場をもつとともに、地域にともに生活する住民として、地域福祉の増進のために、社会奉仕の精神をもって、地域住民の相談・支援に自主的に活動を行います。

地域再生大作戦の概要

地域の活力が失われつつある多自然地域を中心に、地域の自主的・主体的な取組による
賑わい創造や活性化、農業振興、定住、空間活用等を促進するため、「地域再生大作戦」
を展開する。

地域再生大作戦

(1) 小規模集落活性化対策

① 小規模集落元気作戦

都市との交流による集落の活性化

② 「むらの将来」検討支援事業

小規模な集落の将来構想の検討支援

③ 地域再生応援事業

大学、NPO等地域外団体による地域活性化活動に対する支援

④ 中山間“農の再生”推進対策（農政環境部）

農業振興対策による中山間地域の活性化

(2) 地域振興モデル事業

① まちなか振興モデル事業

合併市町の旧町中心部等における賑わいづくり

② ふるさと自立計画推進モデル事業

小学校区規模（複数集落）の地域における自立計画の策定と実践

(3) 拠点整備事業

① 地域再生拠点プロジェクト支援事業

既存の支援制度では対応出来ない大規模なプロジェクトへの支援

② 多自然居住交流拠点整備支援事業（県土整備部）

多自然地域での交流拠点や都市部での情報発信拠点の整備

③ 古民家再生促進支援事業（県土整備部）

古民家再生による地域の賑わいづくり

(4) ひょうご地域再生塾の実施

地域資源を生かした取組を実施できるリーダー人材の育成

(1) 小規模集落活性化対策

① 小規模集落元気作戦（平成20年度～）～都市との交流による集落の活性化～

人口が減少し、高齢化が進んだ小規模な集落を対象に、市町と協働した集落再生
に向けた住民の主体的な取り組みを支援するため、「小規模集落元気作戦」を展開
し、集落住民による地域づくりの合意形成や都市地域との交流を通じた活性化を支
援する。

（対象）概ね高齢化率40%以上、50世帯以下の小規模集落で、都市農村交流に
よる集落再生への取組に意欲を持つ集落をモデル集落として選定
（平成20～23年度：計 40集落）

（推進方法）既存事業の弾力的運用等も図りながら、原則3年間のモデル事業とし
て実施

（主な支援内容）○アドバイザー派遣

○都市と集落の交流活動経費

・補助額：定額（上限200千円）

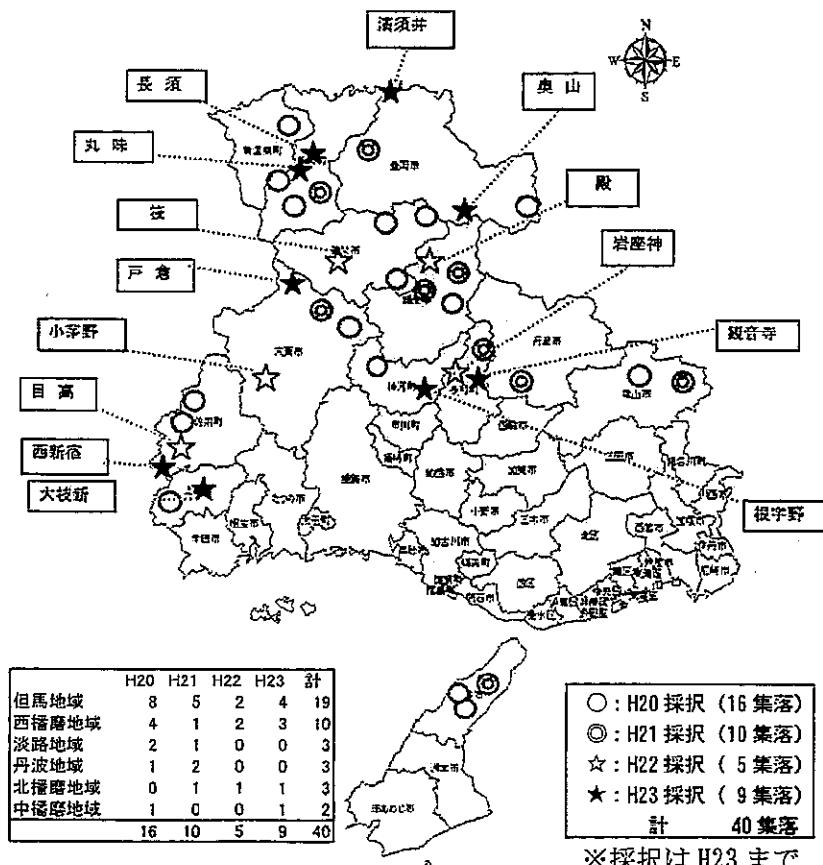
○ 交流拠点整備

- ・補助額：県1/2を目途に定額（上限3,000千円）

〈モデル事業実施期間の展開〉

〈準備段階〉 集落住民の話し合 い、合意形成	〈第1段階〉 パートナー探し、 マッチング	〈第2段階〉 交流インターンシ ップの実施	〈第3段階〉 交流拠点の整備等
アドバイザー等の派遣			

小規模集落元氣作戦実施箇所



集落におけるワークショップ (H24. 4. 29 殿集落【朝来市】)



学生との交流及び集落活動 P R (H24. 3. 4 第4回元気交流会)

② 「むらの将来」検討支援事業（平成23年度～）

～小規模な集落の将来構想の検討支援～

高齢化と人口減少が進み、近い将来、集落機能の維持が危ぶまれる集落について、集落の現状を客観的に把握し、10～20年先の集落のあるべき姿を住民と行政とともに考え、必要となる取組への合意形成と実践に向けての支援を行う。

(対象) 原則として、高齢化率40%以上、50世帯以下の小規模集落

(推進方法) ◇ 小規模集落の全体像の把握

- ◇ 現地踏査やヒアリング等による課題抽出と対応策の検討
 - ◇ 集落の将来構想と具体的な対応策の検討
 - ◇ 集落の主体的な取組の試行的実践を支援

(平成23年度～25年度で50集落のうち、平成23年度：10集落実施)

- (支援内容) ○ アドバイザー派遣経費
 ○ 試行的実践支援
 ・補助額：県2/3を目途に定額（上限200千円）

1年目	
集落点検	・アドバイザーを派遣し、詳細な点検・診断を実施 ・点検結果をもとに学識者・アドバイザー等との意見交換を行いながら10～20年先の集落状況を予測
2年目	
将来構想の検討	・点検結果と将来結果をもとに、住民・市町・県による懇談会などを開催し、将来予測を住民と行政が共通認識として受け止め、活性化だけでなく、日常生活や集落機能の維持も含めた集落の将来像を描写
具体的な取組の検討	・各集落における取組状況にあわせ、新たに必要となる支援策の事業化を検討するとともに、実施可能な取組についてはその実践を支援

③ 地域再生応援事業（平成22年度～）

～大学、NPO等地域外団体による地域活性化活動に対する支援～

多自然地域の様々な課題に対して、域外の団体が専門的知見を生かしながら、地域と協働のもとで取り組むプロジェクトを支援する。

(対象) 大学、NPOなど域外の団体と活動地域の双方のメンバーで構成する協働体

(支援内容) 活動に要する経費

・補助額：県1/2を目途に定額（上限25万円）

(実施団体数) 平成22～23年度：34団体、平成24年度：12団体（予定）
 (平成23年度からの継続7団体※、24年度新規採択5団体)

（2）地域振興モデル事業

① まちなか振興モデル事業（平成22年度～）

～合併市町の旧町中心部等における賑わいづくり～

過疎化、高齢化等が進むなか、多自然地域のみならず、まちなか地域においても地域の活力低下が顕著なことから、こうした地域で住民が合意形成のもと行う地域の賑わいづくりに向けた計画策定や実践を支援する。

(対象) 合併市町の旧市町中心部で賑わいづくりが必要と認められる地域
 その他緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく地域をモデル地域に選定

(平成22～23年度：21地域、平成24年度：6地域（予定）)

(支援内容) ○ まちなか賑わいづくり計画の策定

[まちづくり協議会等が計画策定に取り組む際の経費支援]

・補助額：定額（上限1,000千円）

○ 生活利便施設立地支援事業

[コンビニ、ミニスーパー、ガソリンスタンド等の誘致支援]

・補助額：県1/6を目途に定額（上限5,000千円）、市町1/6

○ 空き施設改装支援事業

[空き施設を観光案内所やNPO活動拠点等に改修する際の経費支援]

- ・補助額：県1/2を目途に定額（上限1,500千円）、市町（民間：1/4、
公共：1/2）

○ 空き施設活用支援事業

[空き施設を活用した賑わいづくりの取組支援]

- ・補助額：県1/2を目途に定額（上限300千円）、市町1/4

まちなか振興モデル事業実施箇所



	H22	H23	H24	計
北播磨地域	5	1	1	7
西播磨地域	8	2	2	12
但馬地域	1	1	1	3
丹波地域	1	3	3	7
淡路地域	14	7	8	27

☆：H22 採択
★：H23 採択
□：H24 候補
計



ワークショップ風景
(H23.11.14【西脇市】)



空き店舗を改装したコミュニティスペース
(H23.10.23【朝来市】)

② ふるさと自立計画推進モデル事業（平成21年度～）

～小学校区規模（複数集落）の地域における自立計画の策定と実践～

多自然地域において、ふるさとづくりについて自ら考え、自ら行動しようとする地域住民の計画づくりを支援するとともに、種々の施策や制度を活用して地域の自立を図っていくふるさと自立計画推進モデル事業を実施する。

（対象）市街地等を除く自然豊かな多自然地域の地域団体を対象にモデル地域を選定

（平成21～23年度：28地域、平成24年度：11地域（予定））

（支援内容）○アドバイザー派遣

○自立計画策定費〔自治会等の地域団体へ計画策定費を支援〕

- ・補助額：定額（上限1,000千円）

○自立計画実践トライやる事業

[計画策定後の実践活動(ソフト及びハード事業)を支援]

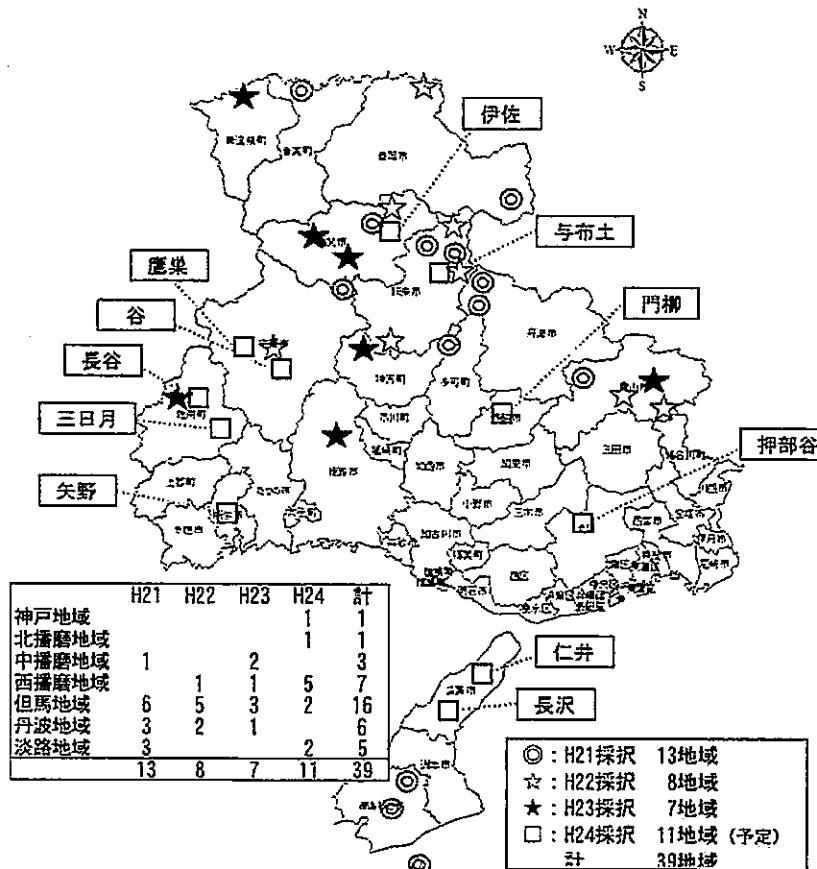
- ・補助額：県 1/2 を目途に定額（上限 750 千円）

○ふるさと自立拠点等整備支援事業

〔計画策定後、空き家や廃校等を活用した交流・活動拠点整備を支援〕

- ・補助額：県1/2を目途に定額（上限3,000千円）

ふるさと自立計画推進モデル事業実施箇所



地域住民によるワークショップ (筋野地域 平成23年11月4日 (姫路市))



鹿肉を活用した特産品づくり (長谷地域 平成24年2月13日 (神河町))

(3) 挑点整備事業

① 地域再生拠点等プロジェクト支援事業（平成23年度～）

～既存の支援制度では対応出来ない大規模なプロジェクトへの支援～

住民主体で交流などを中心として地域再生の取組を展開してきた地域において、雇用や賑わい創出、定住人口の増加などにつながる本格的なプロジェクトを実施するため、既存の助成制度では対応が困難な事業規模の拠点整備等をハード・ソフト両面から支援し、地域の元気創出を図る。

(対象) 原則として、地域再生大作戦のモデル事業実施地域。ただし、住民の取組がしっかりと根付き実施体制が十分に整っている地域は多自然地域であればモデル地域以外でも可

(平成23年度：3地域、平成24年度：5地域（予定）)

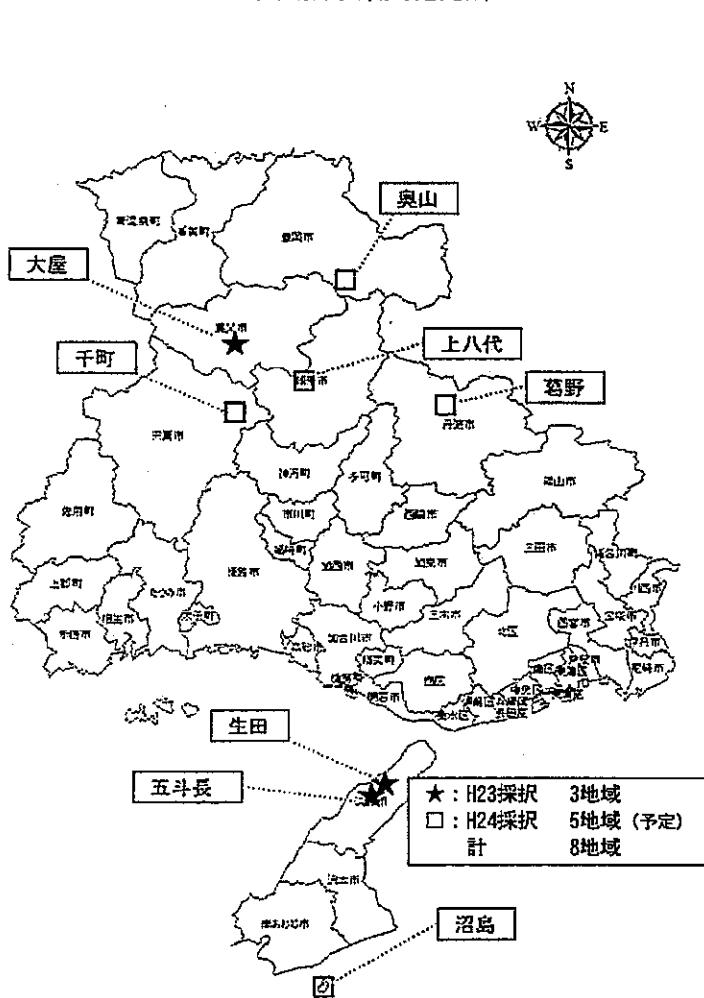
(実施主体) プロジェクトを実施するために組織された地域住民主体の団体

(支援内容) ○ 實施計畫策定

- ・事業効果、実施体制、資金計画、基本計画等を内容とするプロジ

- エクト実施計画の策定に要する経費を補助
- ・補助額：定額（上限 2,000 千円）
 - 事業実施
 - ・施設整備（実施設計を含む）及びソフト事業（施設活用イベント、P R、情報発信、人材育成、研修、体験教室、特産品開発等）に要する経費を補助
 - ・補助額：県1/2を目途に定額（上限50,000千円）、市町1/4以上（義務随伴）

地域再生拠点プロジェクト支援事業実施箇所



蚕住宅【養父市大屋地区】



そばカフェ生田村【淡路市生田地区】



ごっさ鉄器工房【淡路市五斗長地区】

(4) ひょうご地域再生塾の実施（平成24年度～）

～地域資源を活かした取組を実施できるリーダー人材の育成～

小規模集落元気作戦をはじめとするこれまでの事業展開を通じて、地域の中で活動をリードする人材の必要性が明らかになってきたため、地域資源を活かした取組を進めるリーダーの養成を県立大学と連携して実施する。

（実施場所・回数）：但馬地域と西播磨地域の2地域、各地域1泊2日×4回

（受講者）：市町から推薦のあった人材 20名（10地域×2地域）

（講義内容）

項目	内 容
①一般研修	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域再生大作戦の推進方向 ◇ 地域再生のための人材育成 ◇ 多自然地域の活性化 ◇ 地域再生の現場 ◇ 多自然地域の空間管理 ◇ 情報発信 ◇ 多自然地域の将来像 <p>【産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 交流による農山漁村の活性化 ◇ 交流ビジネスの全体像 ◇ 農村における起業 ◇ 地域マーケティング ◇ 着地型旅行 ◇ ジオツーリズム ◇ 地産地消によるメニュー開発
②フィールドワーク	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 集落作業実践、集落の知恵と技、集落課題等意見交換 ◇ 先進地視察
③グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域活性化モデルプランの検討、とりまとめ、発表 ◇ 全体評価・修了証授与

【参考（他部局事業）】

(1) ④ 中山間“農の再生”推進対策（農政環境部）

企業との連携活動への支援、都市との交流促進など、活性化に向けた農業振興対策を実施する。

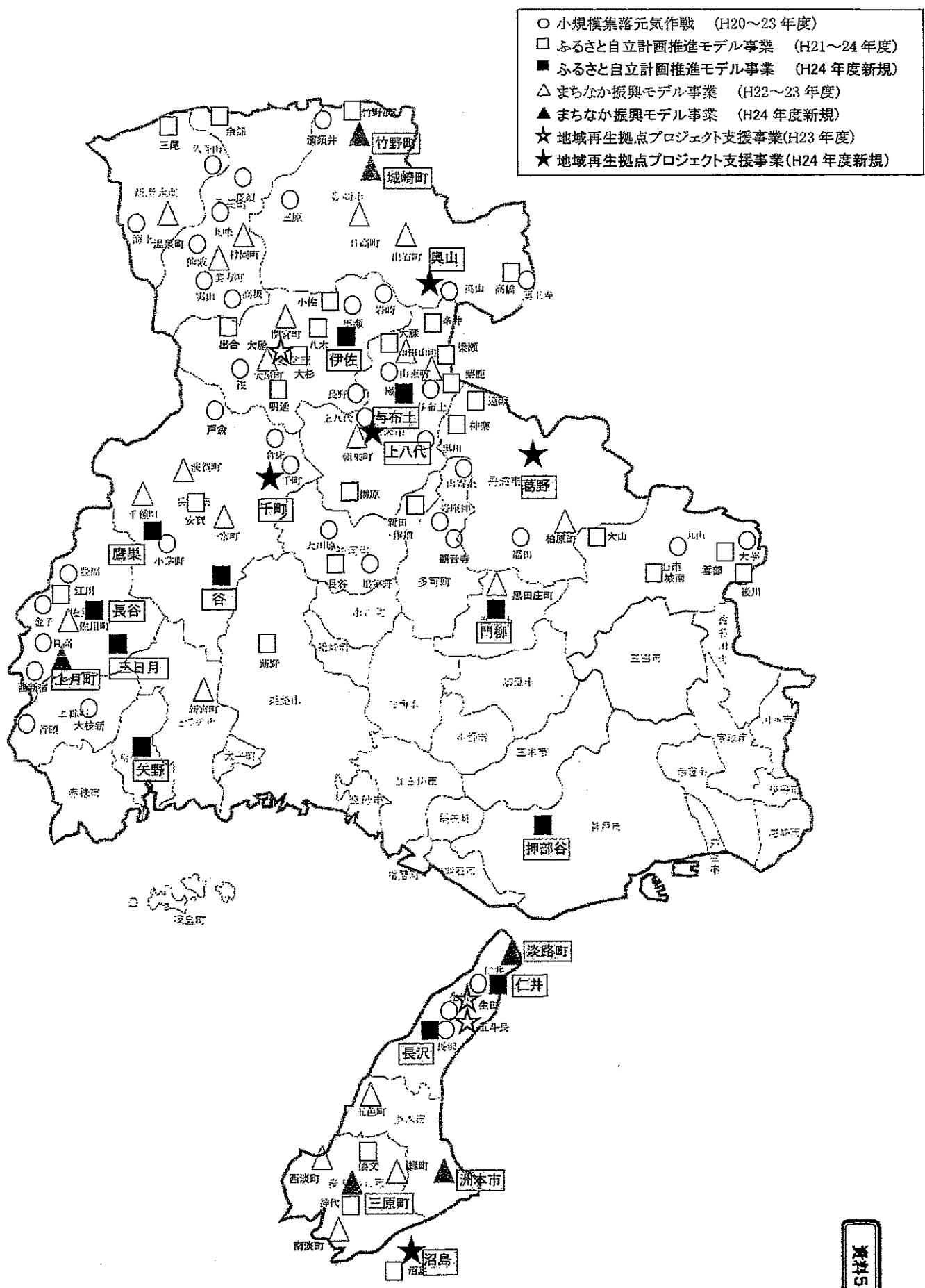
(3) ② 多自然居住交流拠点支援整備事業（県土整備部）

多自然地域での交流拠点施設の整備や都市部での情報発信拠点施設の整備に対して補助を行う。

③ 古民家再生促進支援事業（県土整備部）

古民家に対して、建物調査、再生提案、改修工事費に対する助成を行う。

「地域再生大作戦」事業実施箇所図





◆地域担当チーム制度

地域と行政のパイプ役として、職員数名からなる担当チームを地域へ派遣する制度です。担当地区への情報提供や地域づくりの支援を行い、地区住民の皆さんと一緒になって課題の解決方法などを考えます。

◆地域自治組織設立支援事業

地域自治組織の設立に向けて、校区内の各種団体の代表者などにより構成される地域自治組織設立準備会に就いて、会議運営費や広報の発行に係る経費、視察、研修会費用などを支援します。

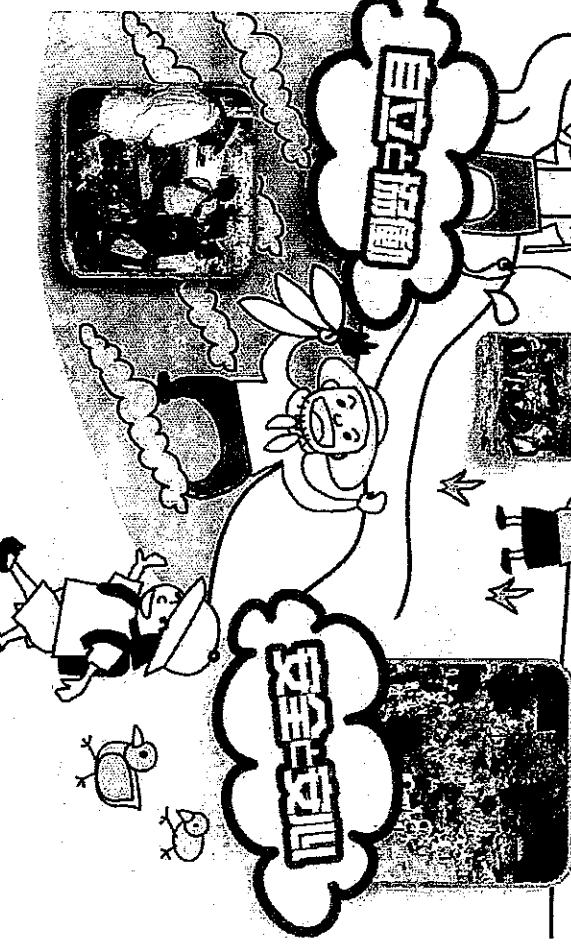
◆地域自治組織包括交付金

組織の運営や活動に必要な経費の財源として、市から包括交付金を交付します。組織の運営費、活動費、人件費等の財源として交付するものです。ただし、組織の自主性・自立性を高めていくことを考えた場合、「自主財源」を確保していくことも必要であると考えています。

小学校区を単位とする地域づくりは、スポーツクラブ 21、県民交流広場、校区公民館、ふれあい俱楽部などで既に取り組まれています。この地域自治組織は、その延長線にあるとご理解いただきたいと思います。地域を守り、活性化させることを目指し、ぜひこの地域自治組織に取り組んでいただきたいと思います。



ふれあい俱楽部 (ミニディ)
校区公民館 (レクリエーション大会)



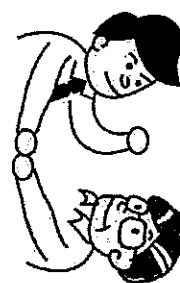
このパンフレットについてのお問い合わせは、
養父市役所政策監理部企画政策課 079-662-7602 まで。
e-mail:kikakuseisaku@city.yabu.hyogo.jp

このパンフレットについてのお問い合わせは、
養父市役所政策監理部企画政策課 079-662-7602 まで。
e-mail:kikakuseisaku@city.yabu.hyogo.jp

これから養父市と地域を守るために

地域自治組織

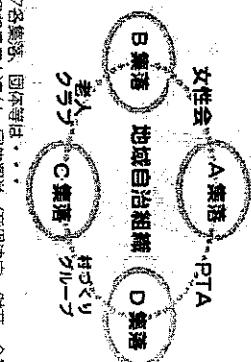
を各小学校区につくろう！



まぐみ市における「市民自治組織」に対する 基本的立場 地域自治組織のイメージ図

地域自治組織のイメージ図

昔からの地縁的なつながりのある旧小学校区(市内18小学校)を包括した住民組織のことと言います。養父市まちづくり基本条例^{※1}の理念に基づきながら、持続可能な地域づくりを目指し、校区内の各集落や各種団体等が連携・協力し合いながら連合的な組織を編成し、コミュニケーションづくりを行うとともに、様々な地域課題の解決などを図ります。それぞれの集落機能を守り、住みよい地域をつくるための新しい活動の力たち。
それが「地域自治組織」です。
集落の特を超えた連携のしくみを築き、幅広い人材の参画と協働により、ふるさとを次世代につなぎます。



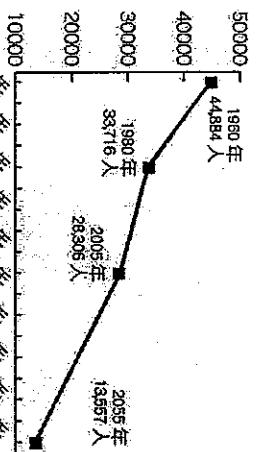
「アーバン・リーグ」、団体戦等、定期的・季節的・年次的な競技会を行ないます。
△地元自治組織は、各地区をアーリアとして、地区を連携して、各集落等の運営
活動の支援を行ないます。

* 10年後、20年後の義父市の状況

10年後、20年後の農都市、そして各集落はどのような状況になつてゐるでしょうか。今後、少子・高齢化が進み、総人口数や世帯数も減少していくことが予想される方で、現在の各集落の機能を維持することは、非常に難しくなってくることか予想されます。地域のコミュニティ（共同体、人々の集まり）力の低下によって、地域の安全・安心が確保できなければ、農地や里山の保全ができなく、昔からの慣習が維持できない等の地域課題が発生してきます。

The graph illustrates the significant increase in the number of local governments (都道府県) over time, starting at 100 in 1950 and reaching 10,000 by 2005. The total population of Japan (人口) also grew exponentially, starting at approximately 80 million in 1950 and reaching about 125 million by 2005.

年	都道府県数	人口 (千人)
1950年	100	80,000
1960年	200	100,000
1970年	300	120,000
1980年	400	140,000
1990年	500	160,000
2000年	600	180,000
2005年	10,000	125,000



＊そのために・・・地域自治組織をつくるう

地方分権社会のものと、各地域や集落において、今後予想される様々な地域問題の解決を図るためには、それまでの慣習や固有が個別に活動をしていくだけでなく、地域全体で連携・協力して活動していく方が、より効果的に地域の課題を解決することができるのではないか。そこで、地域住民の皆さんや学校法人（区長会・老人クラブなども含め）の皆さん方が互いに手を取り合い、基本的にリラックスした雰囲気の中で組織された共同体「地域自治組織」をつくりましょう！

*構のつながりで地域力を向上させ、*集落間で助け合って地域づくり

卷之二

これまで「縦割り」で活動してきた地域内の各種団体や地域住民が「横のつながり」を重視し、連携を図ることで、地域の総合力を高めます。それぞれの集落が抱える共通課題を解決するため、従来の集落の範囲を超えて、共に助けていながら、一体的な地域づくりを推進します。

それぞれの集落が抱える共通課題を解決するため、従来の集落の範囲を超えて、共に助けあいながら、一体的な地域づくりを推進します。

＊生理学の進歩、生きがいづくり

専門部を設置し、身近な施設等を活用しながら校区民のニーズに応じた生涯学習（各種文化、スポーツ事業）活動を実施することができます。

地域自治組織と行政とが対等な関係でまちづくりを行って「協働のまちづくり」の実現をめざします。地域自治組織の取り組みは、その基盤づくり

卷之三

卷之三

卷之三

* 船橋の構成

▼専門部の設置
課題別の専門部を設置し、主体的に活動する方が有効であると考えられます。
▼理事会・総会

慧思決定機関として役員等で構成され
理事会、最高決議機関として総会（全体
会・通常委員会）を設置します。

+ 活動拠点施設

施設（事務室、会議室等）が必要です。校区の既存の集会施設、公共施設の有効活用を検討する必要があります。

◆事務局員（地域活動推進員）

組織運営に係る事務等を担当する事務局員を、自治組織の運営委員会が選任し配置します。職務の内容は、会議室内の通知や資料作成等の庶務的な事務、地域住民や団体との調整、市役所との連絡調整事務などを行います。



The diagram illustrates the structure of the Research Institute's specialized departments and their research fields:

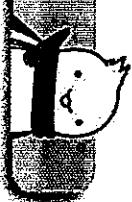
- 農業技術部 (Agricultural Technology Department)**: Focuses on Crop Production, Soil Management, Plant Protection, Animal Husbandry, and Rural Development.
- 資源開発部 (Resource Development Department)**: Focuses on Soil Fertilization, Water Management, Irrigation, Land Reclamation, and Soil Conservation.
- 畜産技術部 (Animal Husbandry Technology Department)**: Focuses on Animal Breeding, Animal Nutrition, Animal Health, and Animal Husbandry.
- 農業機械部 (Agricultural Machinery Department)**: Focuses on Agricultural Equipment, Tractors, and Agricultural Tools.

The diagram illustrates the relationship between the four main departments of the Ministry of Education and Culture (MEXT) and the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The MEXT departments are shown in blue circles, and the MHLW department is shown in a red circle.

- 文部省** (Ministry of Education)
- 厚生省** (Ministry of Health, Labour and Welfare)
- 農林省** (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)
- 通商産業省** (Ministry of International Trade and Industry)
- 財務省** (Ministry of Finance)

The MHLW department is labeled **厚生省** (Ministry of Health, Labour and Welfare).

善父市の将来像を実現するための 5つの柱と施策



ପ୍ରେସ୍

卷之三

藏
印

卷之三

① 家庭・地域・学校の連携による教育環境づくり	② 0歳からの一貫した教育環境づくり	③ 生涯学習・次世代育成の環境づくり	④ スポーツ振興の環境づくり
...特別な支援を要する子どもの個別支援計画の作成	...0歳児から学年ごとの学力測定	...生涯学習施設への参加者登録	...スポーツ大会の開催
...放課後等デイサービスの運営強化	...0歳児から就園児までの定期的な学年別評議会	...生涯学習施設への参加者登録	...アスレチック大会の開催
......240人6施設9千人8千人
......12.0%30.0%1万5千人1万人
......24.0%8施設2.5冊28.2万人
......100%10施設4.0冊28.5万人
......35.0%100%15千人15千人
......30.0%100%2.5冊2.5冊
......100%100%4.0冊4.0冊

① 新規参入や後継が可能な農林業の仕組みづくり	農地のフロー・固定制産出と確定生産 平成16年の農地市面率・使用率合計	—	→ 25件	→ 50件
② 地域特性を活かした産業の創出・育成	分野別新規起業件数 企業登録の件数	14.5% 5社	→ 25.0% 18社	→ 30.0% 33社
③ 地域産業を振興する情報・交通網の整備	光ケーブル化率 市内直通の割合	2社 —	→ 12社 —	→ 22社 10.0% 60.0%
④ 計画的な土地等の利用促進	標準地区特許申請件数 企画段階件数	— 3社	→ 2件 6社	→ 5件 11社

将来像　響きあう心　世界へ拓く　結の郷やぶ

市民一人ひとりが心を響かせあい、互いに理解し、よい影響を与え合つて成長できるまち。新たな世界を拓く人材が育ち、暮らす、自慢できるまち。その良さが人々に伝わり、多くの人が訪れるまち。互いに協力し支え合い、誰もが安心して暮らせるふるさと。養父市が目指すべき将来の姿を「響きあう心　世界へ拓く　結の郷やぶ」という言葉で表しました。

～学びと交流と居住のまち～

養父市の将来像は、概念的に表現しています。この将来像を具体的にかつ、端的に示した文言を副題として「学びと交流と居住のまち」と表現し、まちづくりの中心に据えた取組を進めます。

学び

養父市の将来像は、概念的に表現しています。この将来像を具体的にかつ、端的に示した文言を副題として「学びと交流と居住のまち」と表現し、まちづくりの中心に据えた取組を進めます。

交流

養父市の持つ、「人」「自然」「文化」の資源を活かし、多くの人々が訪れる養父市をつくることです。養父市は、氷ノ山や大屋川、八木川に代表される豊かで安らぎを感じさせる自然環境、養蚕農家や明延鉱山などの産業遺産、「農村歌舞伎」や「木彫りオーフアート」「チエロコンクール」などの伝統的あるものは新たな文化活動、そして何より知識と技術と経験を蓄えた多くの人材を擁しています。今ある資源を活かすこと、養父市独自の新しい交流・観光のスタイルをつくり、多くの人が訪れるまちを目指します。

居住

赤ちゃんからお年寄りまで、全ての市民と養父市を訪れる人々が、住みたい住み続けたいと思える養父市をつくることです。浸水・土砂災害などの自然災害に強いまち、高齢者や障がい者、介護者やその家族が安心して暮らせるまち、地域医療を守り育てるまち、子育てがしやすいまちをつくり、市民が安心して生活できる市民規模を維持することを目指します。

将来像　響きあう心　世界へ拓く　結の郷やぶ

養父市が、10年後目標とする人口は、26,000人です。

今回の総合計画では、定住人口に加えて、養父市に関わる全ての人々（市内で働き、学び、そして活動する人や団体、市内に事務所や事業所を有する個人や法人）を合わせた30,000人を市民規模として、10年後も活力あふれる養父市を目指します。

組織改編

「新しい総合計画」を効果的・効率的に実施し、新たな課題を先取りして積極的に対応できる体制をつくるため、次の方向性に基づいて、養父市の組織改編を実施します。

組織改編のポイント

総合計画に基づき、基本構想(柱)、基本計画(施策)、事務事業の体系化を行います。この体系を最効率的に推進できる組織へと改編を行います。

基幹事業の推進体制の整備

市の經營管理、総合計画の進行管理等を一括して掌握し、基本構想推進のスピードアップを図る体制を整えます。

基幹計画と連携した執行体制の構築

基本計画を着実に実施するため、総合調整を行い、

同種事業の整理統合を図れる体制を整えます。

基幹事業の効率的・効果的な執行体制の構築

基本計画に基づいた実施計画を策定し、同種類事業は一元的に事務を執行します。

予算編成と行政評価の仕組みづくり

この総合計画は、養父市の目指すべきまちの将来像や目標、これから取り組むべき施策を示すだけのものではありません。各年度の予算編成と、それに基づく施策や事業の基準としての位置づけを持ちます。計画で示された将来像の実現に向けて、適切な予算編成を行う体制をつくります。そして今後は、この総合計画が各年度の行政評価の基準となります。計画に則した指標を設げ、達成度を測って評価し、着実に実現に向かう体制をつくります。

これにより予算削減だけでなく建設的な行政改革を促進させます。

このように「総合計画」を基準とし「予算編成」「行政評価」が一体となることで、将来像の確実な実現を図ります。

この冊子についてのお問い合わせは・・・
養父市政策監理部企画政策課

TEL 079-662-7602

当会校区協議会 ふるさと自立計画の流れ

4回のワークショップを通じて、「運営体制の整備」「加工品販売・飲食店営業」「魅力ある拠点づくり」「安全・安心の確保」「農・自然の魅力活用」「PR活動」の6つのテーマについて、第一期（平成24年～）第二期（平成26年～）第三期（平成28年～）の3期に分けて実施計画を作成しました。

第一期(H24~)

第二期(H26~)

第三期(H28~)

